

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第2号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める収入)</p> <p>第4条 略</p>				<p>(条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める収入)</p> <p>第4条 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める収入は、次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める収入とする。</p>			
県営住宅の種類	区分	入居者の収入		県営住宅の種類	区分	入居者の収入	
一般県営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条第2号イに掲げる場合	214,000円以下		一般県営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条第2号イに掲げる場合	268,000円以下	
	その他の場合	158,000円以下			その他の場合	20万円以下	
特別県営住宅	木太コーポラス団地	158,000円を超え 313,000円以下		特別県営住宅	木太コーポラス団地	20万円を超え 397,000円以下	
	略				略		
<p>(条例第6条の2第1号に規定する規則で定める所得)</p> <p>第5条 条例第6条の2第1号に規定する規則で定める所得は、<u>158,000円</u>以上<u>487,000円</u>以下とする。</p>				<p>(条例第6条の2第1号に規定する規則で定める所得)</p> <p>第5条 条例第6条の2第1号に規定する規則で定める所得は、<u>20万円</u>以上<u>601,000円</u>以下とする。</p>			
<p>別表第1（第14条関係）</p> <p>一般県営住宅・特別県営住宅 略</p> <p>特定公共賃貸住宅</p>				<p>別表第1（第14条関係）</p> <p>一般県営住宅・特別県営住宅 略</p> <p>特定公共賃貸住宅</p>			
団地名	建設年度	構造別	金額（月額）	団地名	建設年度	構造別	金額（月額）
坂出府中	平成6年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が <u>158,000円</u> 以上 <u>322,000円</u> 以下の者にあつては、	坂出府中	平成6年度	中層耐火構造3階建	入居時の所得が <u>20万円</u> 以上 <u>322,000円</u> 以下の者にあつては、

			<p>55,000円</p> <p>略</p> <p>入居時の所得が445,000円を超え487,000円以下の者にあつては、</p> <p>75,000円</p>
	平成7年度	中層耐火構造3階建	<p>入居時の所得が158,000円以上322,000円以下の者にあつては、</p> <p>55,500円</p> <p>略</p> <p>入居時の所得が445,000円を超え487,000円以下の者にあつては、</p> <p>75,000円</p>
志度	平成9年度	中層耐火構造3階建	<p>入居時の所得が158,000円以上322,000円以下の者にあつては、</p> <p>62,200円</p> <p>略</p> <p>入居時の所得が445,000円を超え487,000円以下の者にあつては、</p> <p>8万円</p>
善通寺	平成10年度	中層耐火構造3階建	<p>入居時の所得が158,000円以上322,000円以下の者にあつては、</p> <p>54,000円</p> <p>略</p> <p>入居時の所得が445,000円を超え487,000円以下の者にあつては、</p> <p>7万円</p>

			<p>55,000円</p> <p>略</p> <p>入居時の所得が445,000円を超え601,000円以下の者にあつては、</p> <p>75,000円</p>
	平成7年度	中層耐火構造3階建	<p>入居時の所得が20万円以上322,000円以下の者にあつては、</p> <p>55,500円</p> <p>略</p> <p>入居時の所得が445,000円を超え601,000円以下の者にあつては、</p> <p>75,000円</p>
志度	平成9年度	中層耐火構造3階建	<p>入居時の所得が20万円以上322,000円以下の者にあつては、</p> <p>62,200円</p> <p>略</p> <p>入居時の所得が445,000円を超え601,000円以下の者にあつては、</p> <p>8万円</p>
善通寺	平成10年度	中層耐火構造3階建	<p>入居時の所得が20万円以上322,000円以下の者にあつては、</p> <p>54,000円</p> <p>略</p> <p>入居時の所得が445,000円を超え601,000円以下の者にあつては、</p> <p>7万円</p>

直島	平成13年度	中層耐火構造4階建	入居時の所得が <u>158,000円</u> 以上 <u>322,000円</u> 以下の者にあつては、 2LDK 28,000円 3LDK 34,000円 略 入居時の所得が445,000円を超え <u>487,000円</u> 以下の者にあつては、 2LDK 48,000円 3LDK 54,000円
----	--------	-----------	---

備考 略

直島	平成13年度	中層耐火構造4階建	入居時の所得が <u>20万円</u> 以上 <u>322,000円</u> 以下の者にあつては、 2LDK 28,000円 3LDK 34,000円 略 入居時の所得が445,000円を超え <u>601,000円</u> 以下の者にあつては、 2LDK 48,000円 3LDK 54,000円
----	--------	-----------	---

備考 略

第2号様式 (第8条の4関係)

(日本工業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書 (一般・特別・特公賃)

香川県知事 殿

年 月 日
 一般入居
 登録入居

申請者 住所 (電話番号) 氏名 (印)

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくとも、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名称		所在地		電話番号		入居希望住宅 県営住宅 棟 団地 号室		所得金額 (年間)	
	ふりがな 氏	姓 名	年 齢	生 年 月 日	扶 養	障 害	其 他	職 業		
		本人	明大昭平	昭平			同居別老扶特 同別扶老扶特 同居扶老扶特 同別扶老扶特 同居扶老扶特 同別扶老扶特 同居扶老扶特 同別扶老扶特	普障 特障 普障 特障 普障 特障 普障 特障	寡夫 寡婦 寡夫 寡婦 寡夫 寡婦 寡夫 寡婦	
世帯人員 人(一般、単身、老人、母子、父子、DV、犯罪被害者等、障害者)世帯 合計										

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類(続柄の記載された住民票等)を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証(健康保険証)を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳(写し)を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額 合計	所得金額 合計	差引所得 額	基 本 月 収 額 ÷12
	38万× 万円	20万× 万円	10万× 万円	27万× 万円	27万× 万円	40万× 万円				
							1 0~104,000 2 104,001~123,000 3 123,001~139,000 4 139,001~158,000	特別 県営住宅 158,000を 超~ 313,000以下	特 公 賃 158,000~322,000 322,001~445,000 445,001~487,000	
							円 入力済確認欄			

第2号様式 (第8条の4関係)

(日本工業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書 (一般・特別・特公賃)

香川県知事 殿

年 月 日
 一般入居
 登録入居

申請者 住所 (電話番号) 氏名 (印)

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくとも、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名称		所在地		電話番号		入居希望住宅 県営住宅 棟 団地 号室		所得金額 (年間)	
	ふりがな 氏	姓 名	年 齢	生 年 月 日	扶 養	障 害	其 他	職 業		
		本人	明大昭平	昭平			同居別老扶特 同別扶老扶特 同居扶老扶特 同別扶老扶特 同居扶老扶特 同別扶老扶特 同居扶老扶特 同別扶老扶特	普障 特障 普障 特障 普障 特障 普障 特障	寡夫 寡婦 寡夫 寡婦 寡夫 寡婦 寡夫 寡婦	
世帯人員 人(一般、単身、老人、母子、父子、DV、犯罪被害者等、障害者)世帯 合計										

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類(続柄の記載された住民票等)を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証(健康保険証)を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳(写し)を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額 合計	所得金額 合計	差引所得 額	基 本 月 収 額 ÷12
	38万× 万円	20万× 万円	10万× 万円	27万× 万円	27万× 万円	40万× 万円				
							1 0~123,000 2 123,001~153,000 3 153,001~178,000 4 178,001~200,000	特別 県営住宅 200,000を 超~ 397,000以下	特 公 賃 200,000~322,000 322,001~445,000 445,001~601,000	
							円 入力済確認欄			

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に一般県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第6条第1項第3号に規定する収入の条件については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に特定公共賃貸住宅に入居している者の香川県営住宅条例第6条の2第1号に規定する所得の条件については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に特定公共賃貸住宅に入居している者の家賃については、改正後の別表第1特定公共賃貸住宅の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。